

介護資格取得に係る補助見直しと 介護ロボット・ICT導入支援事業について

令和7年1月20日 福祉課 介護保険係

介護資格取得に係る補助見直しと 介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業について

【介護職員等研修受講支援事業】

- 令和４年度から町の独自事業として、「介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」受講に係る費用の一部助成を行っていましたが、令和6年度、介護職員の更なるスキルアップの促進、潜在的人材の掘り起こし、生産性向上を目的として助成制度の見直しを行い、対象者及び対象研修の拡充、上限額の増額等の改正を行いました。
- 見直し後の制度（新制度）に係る申請受付について、この周知以降受付いたします。

【介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業】

- 熊本県が実施する熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金の導入を促進し、業務効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減、生産性の向上を図るため、町独自の上乗せ補助を実施します。
- 令和６年度県介護職員支援補助金の交付を受け、介護ロボット又はＩＣＴ等を導入したことにより、職場環境の改善を図った法人に１介護事業所につき１０万円を支給します。

介護職員等研修受講支援事業見直しの概要

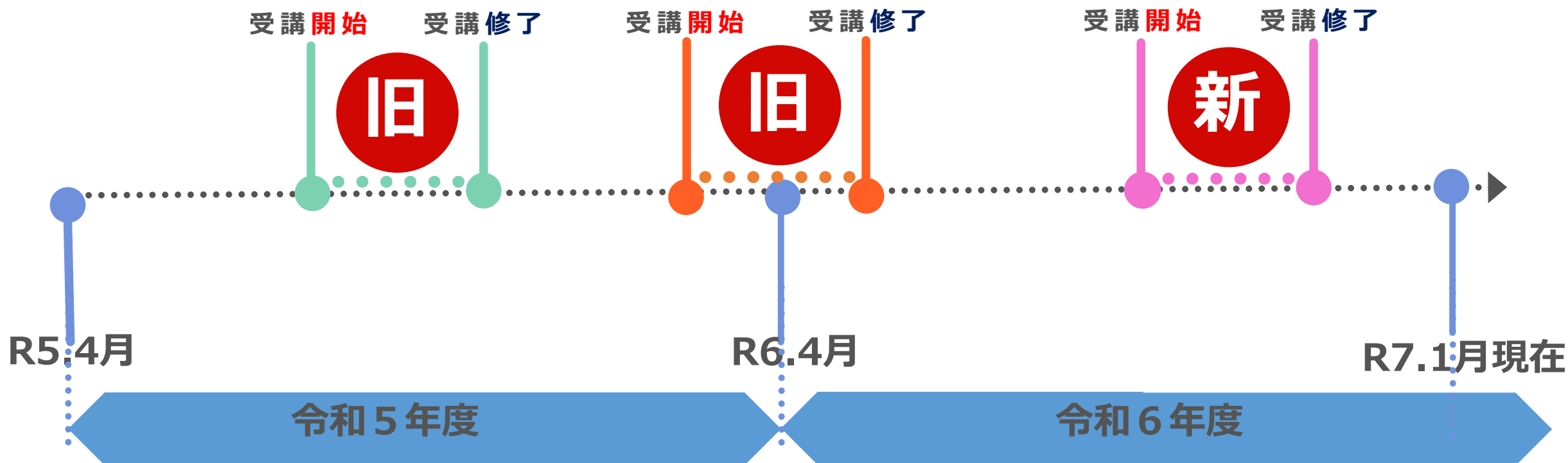
項目	従前の制度（旧制度）	見直し後（新制度）
補助対象	受講した個人	(1)受講した個人 (2) 受講料を全額負担した法人 (3)生活支援サポーター又はシルバー人材センター登録者
対象となる研修	(1)介護職員初任者研修 (2)生活援助従事者研修	(1)介護職員初任者研修 (2)生活援助従事者研修 (3)介護職員実務者研修
対象者の要件	(1)町内に住所を有していること (2)町税等の滞納がないこと (3)研修終了後1年以内に町内のサービス事業所等に就職していること 等	(1)町内に住所を有していること (2)町税等の滞納がないこと (3)研修終了後 半年以内 に介護事業所へ勤務開始後、 3月以上継続して勤務していること 等
補助金額	研修受講料と教材費の合計額の2分の1 又は2万5千円のどちらか低い方	研修受講料と教材費の合計額の2分の1又は 5万円 のどちらか低い方
新旧制度適用の判断	初回の講座受講日が令和5年度中の場合	初回の講座受講日が令和6年度中の場合

見直し後の制度の適用について

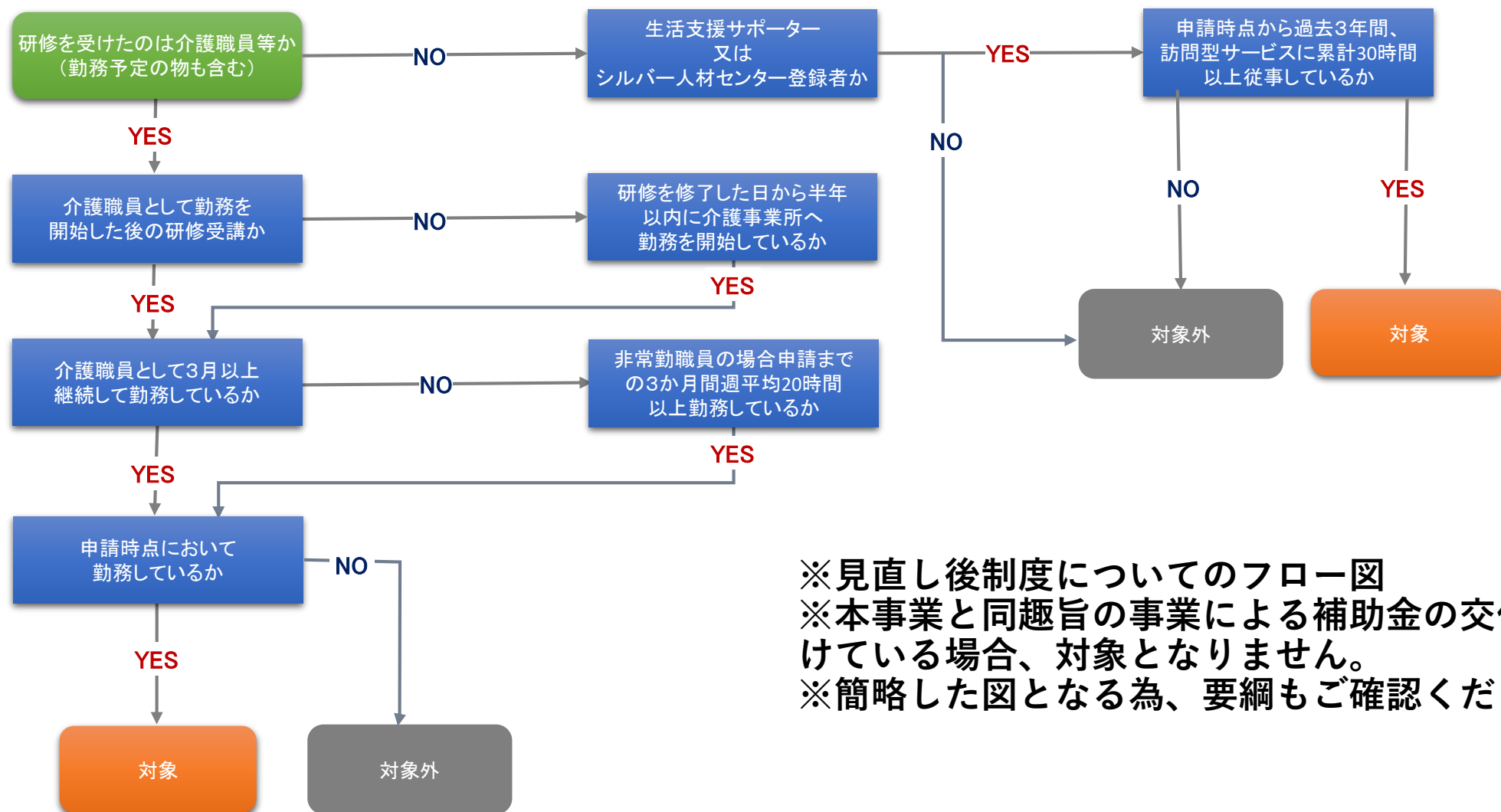
■見直し後の制度は、令和6年度以降受講した研修が該当となり、初回が研修が令和5年度に属する場合、以前の制度の対象となります。（令和6年度中は、新旧両制度の申請を受け付けます。）

以前の制度の申請される場合の申請書は下記から取得してください。

https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r202RG00000950.html



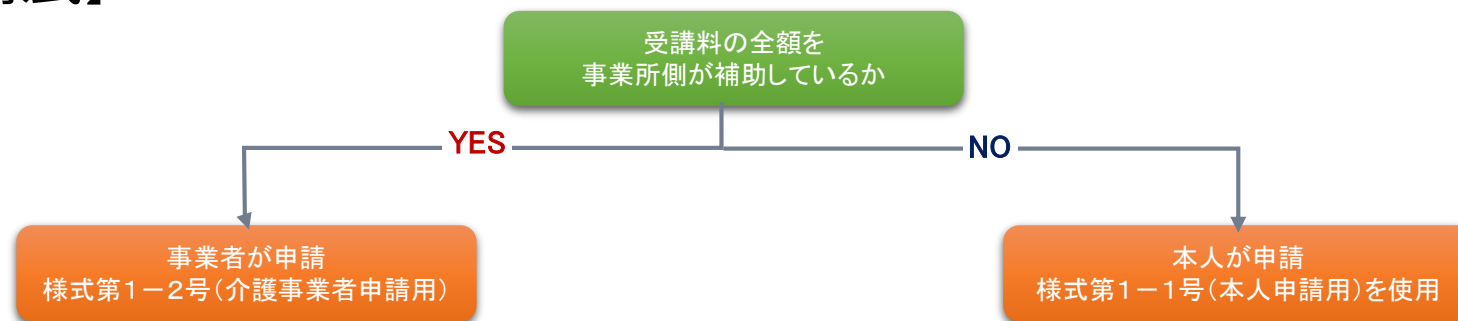
介護職員等研修受講支援事業適用のフロー図



※見直し後制度についてのフロー図
※本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けている場合、対象となりません。
※簡略した図となる為、要綱もご確認ください

介護職員等研修受講支援の申請（補助対象）者と補助金の額

【使用する様式】



【補助金の額】

- 補助の対象経費 = 研修の受講料、手数料、当該研修において使用される教材費（参考文献、交通費は対象外）
- 事業主が「受講料の全額」を補助している場合、事業者が申請者（補助対象者）となります。補助額が受講料の一部である場合、申請は本人となります。
- 補助金の額 = 対象経費の2分の1 又は5万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）
- 本人申請の場合であって事業主が一部負担している場合、その「補填額」と「補助金の額」の合計額が受講した者が支払った額を超えるときは超過額を差し引いた額が補助金の額となります。

介護職員等研修受講支援の補助金額の具体例

例示 番号	ア 研修受講料	イ 手数料 教材費	ウ ア+イ 合計額	オ 事業主 補填額	カ 申請者 となるもの	キ 「ウ」の 1/2	ク 補助 上限額	ケ 「キ」と「ク」の低い方 補助算定額	コ 「ケ」+「オ」 補助算定額と事業 主補填額の合計	サ 「コ」-「ウ」 超過額	シ 「ケ」-「サ」 申請額
1	30,000	3,300	33,300	0	本人	① 16,000	50,000	16,000	16,000	0	16,000
2	30,000	3,300	33,300	② 30,000	法人	16,000	50,000	16,000			16,000
3	80,000	10,000	90,000	0	本人	45,000	50,000	45,000	45,000	0	45,000
4	80,000	10,000	90,000	70,000	本人	45,000	50,000	45,000	115,000	③ 25,000	20,000
5	80,000	10,000	90,000	90,000	法人	45,000	50,000	45,000			45,000
6	100,000	20,000	120,000	0	本人	60,000	50,000	50,000	50,000	0	50,000
7	100,000	20,000	120,000	10,000	本人	60,000	50,000	50,000	60,000	0	50,000
8	100,000	20,000	120,000	50,000	本人	60,000	50,000	50,000	100,000	0	50,000
9	100,000	20,000	120,000	④ 80,000	本人	60,000	50,000	50,000	130,000	10,000	40,000
10	100,000	20,000	120,000	100,000	法人	60,000	50,000	50,000			50,000
11	100,000	20,000	120,000	⑤ 120,000	法人	60,000	50,000	50,000			50,000
12	150,000	30,000	180,000	0	本人	90,000	50,000	50,000	50,000	0	50,000
13	150,000	30,000	180,000	50,000	本人	90,000	50,000	50,000	100,000	0	50,000
14	150,000	30,000	180,000	150,000	法人	90,000	50,000	50,000			50,000
15	150,000	30,000	180,000	180,000	法人	90,000	50,000	50,000			50,000

①・・・千円未満は切り捨てます

②・・・研修受講料の全額を事業主が負担している場合、法人が申請（補助対象）者となります。

③・・・事業主の補填額が大きい場合、本人が受講のために支払った金額より、事業主と町の補助の合計額が大きくなる場合があります。そのような場合は、超過額を差し引いて調整し、補助金とします。

④⑤・・・補助金と事業主からの補填により、いずれも本人の負担は0円となりますが、④の場合は事業所の負担が8万円なのに対し、⑤の場合は法人が補助申請者となるため7万円となります。（事業主が全額補填する方が事業所負担が少なくなっている。）

介護ロボット・ICT導入支援事業について

- 熊本県が実施する熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金の導入を促進し、業務効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減、生産性の向上を図るため、町独自の上乗せ補助を実施する。
- 令和6年度県介護職員支援補助金の交付を受け、介護ロボット又はICT等を導入したことにより、職場環境の改善を図った法人に1介護事業所につき10万円を支給します。

使用する様式、添付資料について

	介護職員等研修受講支援事業	介護ロボット・ICT導入支援事業
使用する様式	【受講料を受講料を負担した法人が申請する場合】 様式1-2号 【上記以外の場合の申請】 様式1-1号	様式第4号
提出書類	(1)受講料の領収書等 (2)修了証の写し (3)町税等に滞納がない証明書 (4)就業証明書	(1) 県介護職員支援補助金に係る交付決定通知書の写し (2) 県介護職員支援補助金に係る実績報告書の写し
申請期限	翌年度の3月末まで	県の決定のあった日の属する年度の末日
交付決定後提出	様式第3号	様式第6号